

浦安市外国語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月1日

浦安市教育委員会 教育総務部指導課

浦安市外国語指導助手派遣業務プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨及び目的

本募集要項は本市における小中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実・推進を図るため、外国語指導助手派遣業務の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務概要

「浦安市外国語指導助手派遣業務概要書」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

275,715,000 円（消費税及び地方消費税込み）

金額は全期間の金額です（3 年間分債務負担行為）

内訳（上限）

令和 8 年度 91,905,000 円

令和 9 年度 91,905,000 円

令和 10 年度 91,905,000 円

（消費税及び地方消費税込み）

(5) 履行場所

浦安市立小・中学校（別表による）

(6) 事務局

〒279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市教育委員会 教育総務部指導課

電 話 047-712-6775（直通）

047-351-1111（代表）内線 19215

F A X 047-351-5200

E-mail urakyoshi@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締

結時まで資格登録すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 8 月 1 日（金）
質問の締切	令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 8 月 22 日（金）
応募及び提案書の提出期限	令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 4 時
第一次審査結果の通知	令和 7 年 9 月 26 日（金）予定
第二次審査ヒアリングの実施	令和 7 年 10 月中旬予定
第二次審査結果の通知	令和 7 年 10 月下旬予定
契約の協議・契約の締結	令和 7 年 11 月中旬予定
※日程に変更がある場合は、市のホームページに掲載する。	

5 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 4 時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
 - ア 質問事項
「浦安市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 2）に必要事項を記入し、「2 概要、(6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
 - イ 質問の受付期間
令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時までとする。
 - ウ 質問に対する回答
令和 7 年 8 月 22 日（金）から浦安市ホームページで公表する。
- (3) 応募書類の受付
応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。
 - ア 受付期間
令和 7 年 8 月 25 日（月）から令和 7 年 9 月 12 日（金）（土日を除く）

イ 受付時間

午前 9 時～午後 4 時（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く）

ウ 提出先

事務局

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全て A 4 サイズ（A 3 サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式 3）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、9 部（正本 1 部、副本 8 部）提出すること。また、電子媒体に記録した電子ファイルについては提出書類提出時に併せて提出すること。

（ア）応募者に関する書類

- a 応募者概要書（経営方針、役員名簿含むものとする）
- b 類似業務実績書（過去 3 年以内の実績等）
- c 担当者経歴書
- d 3 ヶ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

次の内容を含んだものとする。

- ① 経営方針
- ② 応募の理由
- ③ 具体的な類似業務の実績
- ④ 運営方針

（イ）業務に関する書類

- a 企画書
- b 本業務への実施体制がわかる書類
- c 業務実施に際しての基本的な取組方針等
- d 見積書（全期間分と令和 8 年度、9 年度及び 10 年度を年度ごとの提出とする）

次の内容を含んだものとする

- ① 会社の事業概要・方針等
- ② 外国語指導助手派遣業務実績
- ③ 市担当コーディネーターの業務内容と業務計画
- ④ 学校及び教育委員会に対するサポート体制
- ⑤ 外国語指導助手に対する生活保障などの支援体制
- ⑥ 危機管理体制
- ⑦ 外国語指導助手の採用及び確保体制
- ⑧ 外国語指導助手の研修体制
- ⑨ 浦安市の外国語教育の方針に沿った効果的な施策
- ⑩ 教員等との協働体制
- ⑪ 教員研修について

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6 審査の手続き

(1) 第一次審査

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5 者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表 1「第一次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い 5 者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が 5 者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第一次審査に合格した応募者のみを対象とする

(2) 第二次審査の実施（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表 2「第二次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70% 以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

ア 実施日時等

令和 7 年 10 月中旬に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

3 名以内とする。

ウ 第二次審査の内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内及び質疑応答 10 分程度の 30 分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、事業者選定委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第 7 条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるも

のとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①応募者の資格要件を満たさないものが書類を提出したとき。
 - ②書類に虚偽の事実の記載があったとき。
 - ③書類の提出方法、提出期限等を守らないとき。
 - ④談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤その他選定委員会が不適格と認めたとき。
- (2) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (3) 応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

別表 1 第一次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20 点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20 点
取り組みへの姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針等を評価する ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20 点
合 計		60 点

別表 2 第二次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
外国語指導助手派遣 業務実績	・ 地方公共団体からの外国語指導助手派遣業務実績を過去 3 年以内に 2 年以上継続して行っているか。	10 点
担当コーディネーター の業務内容と業務計画	・ 担当コーディネーターによる業務遂行状況の把握、外国語指導助手に対する適切な指導と評価など、監督体制が構築されているか。	10 点
学校及び教育委員会に 対するサポート体制	・ 学校及び教育委員会に対するサポート体制（市主催研修会の開催等）が充実しているか。	10 点
外国語指導助手に対す る生活の保障や支援	・ 外国語指導助手が日本で安定した生活が送れるような労働条件（給料・勤務体制・手当・福利厚生など）を提供しているか。	20 点
危機管理体制	・ 急な欠勤や欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する管理体制や保障内容は適切か。	10 点
外国語指導助手の採用 と確保体制	・ 採用基準（採用方法、指導経験、英語及び日本語のレベル等）が本市の業務の実施に適しており、適格な人物を確保し、配置できるか。	15 点
外国語指導助手の研修 体制	・ 採用から配置までの期間及び配置後の研修が適切に行われているか。 ・ 日本の教育現場環境や学習指導要領の内容を理解した上で、児童生徒の実態に応じた指導が適切に行えるような研修体制等が整っているか。	10 点
本市の外国語教育の方針に 沿った効果的な施策	・ 小学校 1・2 年生への適切な指導を行える外国語指導助手を派遣することができるか。 ・ 外国語指導助手派遣以外のサービス（例：オンラインを活用したブレンディッドラーニング等）が充実しているか。	10 点
その他	・ 見積金額が業務遂行にあたって適切であるか。	5 点
合 計		100 点

別表 令和8～10年度就業場所、浦安市立小・中学校長（指揮命令者）一覧

	学 校 名	住 所	電話番号	指揮命令者
1	浦安小学校	浦安市猫実四丁目9番1号	047-351-2362	当該校長
2	南小学校	浦安市堀江五丁目4番1号	047-352-1802	当該校長
3	北部小学校	浦安市北栄三丁目20番1号	047-351-0961	当該校長
4	見明川小学校	浦安市弁天三丁目1番2号	047-352-6880	当該校長
5	富岡小学校	浦安市富岡一丁目1番1号	047-353-2360	当該校長
6	美浜南小学校	浦安市美浜三丁目15番1号	047-353-7770	当該校長
7	東小学校	浦安市猫実一丁目11番1号	047-353-8504	当該校長
8	舞浜小学校	浦安市舞浜二丁目1番1号	047-353-0111	当該校長
9	美浜北小学校	浦安市美浜五丁目12番1号	047-351-6444	当該校長
10	日の出小学校	浦安市日の出三丁目1番1号	047-355-6300	当該校長
11	明海小学校	浦安市明海二丁目13番4号	047-380-8600	当該校長
12	高洲小学校	浦安市高洲四丁目2番1号	047-350-1536	当該校長
13	日の出南小学校	浦安市日の出五丁目4番4号	047-355-9061	当該校長
14	明海南小学校	浦安市明海五丁目5番1号	047-382-1751	当該校長
15	高洲北小学校	浦安市高洲二丁目2番1号	047-381-8303	当該校長
16	東野小学校	浦安市東野一丁目7番3号	047-304-1801	当該校長
17	入船小学校	浦安市入船三丁目66番1号	047-353-8503	当該校長
1	浦安中学校 分教室UMIを含む	浦安市海楽二丁目36番1号 UMI:浦安市猫実一丁目12番38号浦安市集合事務所4階	047-351-2686 UMI:047-306-5551	当該校長
2	堀江中学校	浦安市富士見二丁目19番1号	047-352-7272	当該校長
3	見明川中学校	浦安市弁天三丁目1番1号	047-353-7768	当該校長
4	入船中学校	浦安市入船三丁目66番3号	047-353-8502	当該校長
5	富岡中学校	浦安市富岡一丁目23番1号	047-352-8477	当該校長
6	美浜中学校	浦安市美浜五丁目12番2号	047-354-1199	当該校長
7	日の出中学校	浦安市日の出三丁目1番2号	047-380-7100	当該校長
8	明海中学校	浦安市明海五丁目5番1号	047-382-1401	当該校長
9	高洲中学校	浦安市高洲七丁目3番1号	047-712-5533	当該校長